

# ふなばし産品ブランドPRキャラクター使用取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばし産品ブランドPRキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、ふなばし産品ブランド協議会（以下、「協議会」という。）が定めた名称「目利き番頭 船えもん」及びキャラクターのデザインをいう。

## (使用の範囲)

第3条 キャラクターを使用しようとするときは、あらかじめ協議会の会長（以下、「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 協議会が「ふなばし産品ブランド」として認証した商品（以下、「認証品」という。）をPRすることを目的に使用する場合

(2) 船橋市、国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が認証品の広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合

(3) 報道機関が認証品の広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合

2 会長は、キャラクターを使用しようとするもの（以下、「申請者」という。）に対し、必要があると認めるときは、キャラクターの使用に関する資料を求めることができる。

## (使用承認申請)

第4条 申請者は、あらかじめ、ふなばし産品ブランドPRキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

## (使用承認等)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に、キャラクターの使用を承認するものとする。

(1) 認証品のPRに使用する場合

(2) 認証品のPRに寄与すると認めた場合

(3) 協議会が実施する事業の推進に寄与すると認めた場合

(4) その他、会長がキャラクターの使用が適当であると認めた場合

2 会長は、前項の規定により使用を承認したときは、ふなばし産品ブランドPRキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 会長は、前項の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

4 会長は、第 4 条の規定による申請に関し、使用が不適切と判断したときは、ふなばし製品ブランドPRキャラクター使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

#### （承認の期間）

第 6 条 使用承認する期間は、前条第 2 項の規定による使用承認において使用期間を定めない限り、使用承認した日の属する年度の末日までとする。この場合において、当該使用承認についてその期間の満了日までに使用者から特に申出のない場合は使用承認を翌年度の末日まで継続することができるものとし、以降も同様とする。

#### （使用料）

第 7 条 キャラクターの使用料は無償とする。

#### （遵守事項）

第 8 条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと
- (2) 使用者は、これを譲渡し、または転貸しないこと
- (3) 会長が別に定めるデザインガイドマニュアルに基づき正しく使用すること
- (4) 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する場合を除き、「ふなばし製品ブランドを応援しています！」など、認証品のPRに寄与する表現を併記すること
- (5) 承認を受けて作成した成果品（以下、「成果品」という。）は、速やかにその提出を行うこと。ただし、成果品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 会長から要請があった場合は、キャラクターの使用実態を速やかに報告すること
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、キャラクターの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと
- (8) 関係法令を遵守すること

#### （承認内容の変更申請）

第 9 条 使用者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、ふなばし製品ブランドPRキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第 4 号）によりあらかじめ会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請に基づき変更を承認した場合は、ふなばし製品ブランドPRキャラクター使用内容変更承認通知書（様式第 5 号）により申請者に通知する。

3 会長は、前項の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

- 4 会長は、第 1 項の規定による申請に関し、変更が不適切と判断したときは、ふなばし産品ブランドPRキャラクター使用内容変更不承認通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する。

#### （使用承認の取り消し）

第 10 条 会長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき
  - (2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき
- 2 会長は、前項の規定による使用の承認を取り消したときは、使用者にふなばし産品ブランドPRキャラクター使用承認取消通知書（様式第 7 号）により通知する。
  - 3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消された者（以下、「承認取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の承認を受けて作成した成果品の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
  - 4 承認取消者は、成果品の回収を行わなければならない。
  - 5 第 1 項の規定による取り消しにより生じた損害等について、会長は一切の責任を負わない。

#### （責任の制限）

第 11 条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、会長は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わない。

#### （損害賠償）

第 12 条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題により協議会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。